

様式 1—13 号—(2)

4 転用計画	(1) 転用事由の詳細 譲受人(賃借人)事由 譲渡人(賃貸人)事由						
	(2) 転用の時期	工事着手 年 月 日			事業又は施設の操業又は利用期間		
		工事完成 年 月 日			年 月 日から 年間		
	(3) 転用の目的に係る事業又は施設の概要	建築物(又は工作物)の名称及び構造	建築物の総棟数(又は工作物の総数)	1棟の建築面積(又は工作物の面積)	総建築面積(又は工作物の総面積)	所要面積	備考
5 権利を移転(設定)しようとする契約の内容	・売買 年 月 日 契約 契約 m ² 当たり 円× m ² = 円 ・賃貸借 契約 m ² 当たり(年額) 円 ・贈与 ・使用貸借						
6 資金調達についての計画	(1) 資金調達			(2) 必要経費			
	・自己資金 円			・用地代 円			
	・借入金 円			・建築費 円			
	・合計 円			・造成費 円			
				・その他 円			
				合計 円			
7 転用することによって生じる付近の土地、作物、家畜等の被害の有無及び防除施設の概要	(1) 隣接農地等に対する措置 (2) 汚水処理施設 <input type="checkbox"/> 合併浄化槽 <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 汲取式 (3) 雑排水処理施設 <input type="checkbox"/> 合併浄化槽 <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> その他() (4) 排水処理 <input type="checkbox"/> 宅内処理 <input type="checkbox"/> 放流(同意書 有・無・不要) (5) 取水施設 <input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 井戸(深さ m) (6) 道路その他施設 (イ)公道に接している(許可済・申請中) (ロ)私道を利用 (7) その他						
8 その他参考となるべき事項							

農地法第5条の許可申請に必要な書類 (各1通)

つくば市農業委員会

必 要 書 類	確 認
1 許可申請書〔様式第1-13号-(1)・1-13号-(2)〕	
2 申請地の「登記事項証明書」(申請日前3ヶ月以内に発行されたもの)	
3 申請農地の位置図(縮尺1/25,000程度)【農地転用面積2ha以上の場合には添付】	
4 申請農地付近状況図(縮尺1/2,000程度で周辺500mの範囲)	
5 申請農地及び隣接地の地番、地目、面積、所有者、耕作者を明示する図面	
6 申請農地に設置しようとする建物または施設の種類(工作物含む)、平面図、規模、隣接地からの距離及び取水排水計画を明示する図面(配置図)	
7 申請農地が土地改良区域内にあるときは、当該土地改良区の意見書	
8 申請者が法人または団体の場合は、定款・寄付行為または規約の写し、法人の登記事項証明書、法人の事業概要書	
9 申請目的が自己用住宅・農家住宅以外の転用目的の場合は、事業計画書	
10 取水・排水計画を明示した図面(雨水・雑排水・し尿・工場排水の処理経路を図面に色分け)及び排水・取水について水利権者、漁業権者、もしくは水路管理者等の同意を必要とする場合は、それを証する書面またはその写し(申請区域外に排水する場合は放流河川等までの経路図も添付する)	
11 転用計画に要する資金証明(金融機関等の残高証明書、融資証明書、融資見込証明書、金銭貸与証明書、贈与者の残高証明書等)※ただし、預貯金口座の通帳の写しの場合、通帳等の表紙及び記帳のある最終ページの写しに原本証明を付したものであること	
12 見 積 書	
13 事業運営に必要な免許・資格等を必要とする場合は、取得していることを証明する書面または免許等の写し	
14 代理人による申請の場合は、代理権限を有することを証する書面(委任状)	
15 現在の勤務地が他都道府県の場合は、その距離及び通勤経路並びに所要時間を明らかにした書面	
16 都市計画法による開発許可または建築許可の適用のあるものは、許可申請書の写し	
17 国道・県道・市道・公有水路・土地改良水路等に隣接する農地を転用する場合で、その道路・水路を使用する場合(道路法面埋立・切り土・盛土・橋等により通路またはその他の利用)は、道路法第24条承認書(工事施工)及び第32条の占用許可書または申請書の写し、水路にあっては管理者の許可または同意を得た旨の書面または写し	
18 転用予定地内に道路・水路等がある場合は、これに対する措置を明らかにした書面	
19 当該転用事業に関連して、国土法及び森林法等他法令の規定により関係機関の許可及び同意等を要する場合は、その手続きをしたことを証する書面またはその写し	
20 移転(転居)の場合は、移転後の跡地利用計画書	
21 公共移転の場合は、事業者の証明書及び収用対象地の概要が確認できる書類	
22 申請地が一筆の内的一部分である場合には、申請地の測量図	
23 一時転用の場合は、事業完了後の作付計画書	

※ その他申請内容によって、上記以外の書類が必要になることがあります。